

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 障害福祉課	佐藤 隆幸
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援⑤	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	17,873,999

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)				(取組項目)					
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。				i)障害福祉サービスの給付等 ii)相談等による障害者の自立支援 iii)精神保健福祉施策の推進 iv)地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備 v)心身障害者に対する福祉制度の整備					
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円(R7)	
	実績値②	17,664円(R元)	19,150円	19,342円				進捗状況	
	達成率②/①		101%	98%					やや遅れ
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	新たに発達外来を開設する医療機関数	目標値①	12箇所	13箇所	14箇所	15箇所	16箇所	16箇所(累計)(R7)	
	実績値②	11箇所(R2)	12箇所	12箇所				進捗状況	
	達成率②/①		100%	92%					やや遅れ
このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。これらの課題に対して、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、品質や生産効率の向上及び新商品開発や販路開拓等について助言を行い、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有した。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。									
県内では、発達障害を診察する医療機関が少なく、診察をする一部の医療機関で、診察の待ち時間が長くなっている。これは全国的傾向ではあるが、発達障害を診る医療機関を増やし、医療を必要とする患者を医療につなぐことが急務である。このため、県では、発達障害児の診察ができる医師を養成する研修を実施するほか、地域において発達障害の診療やリハビリを開始しようとする医療機関の施設・設備整備に要する経費に対して補助を行い、医療機関における発達外来の新たな開設を進めている。									

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和4年度事業の成果等
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R3目標	R3実績	達成率	
				R4実績					R4目標	R4実績		
				R5計画	R5目標	R5実績						
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等								
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象								
所管課(室)名												
取組項目1	○	1	自立支援給付費	9,449,963	9,449,963	1,947	障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】 数値目標なし	53,201	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ・本事業の実施により障害者に就労の場を提供するとともに、工賃の水準が向上するために必要な支援を行うという観点から、サービス実施事業所に対しては工賃向上月額に応じた基本報酬の設定がなされていることで、障害者の平均工賃向上に寄与している。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害福祉サービス事業所へ報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供に繋がった。	
				9,796,129	9,796,129	1,913			数値目標なし	55,299		—
				10,060,781	10,060,781	1,929			数値目標なし			
			障害者総合支援法第94条			【成果指標】				—	—	—
	H18-								—	—	—	
	障害福祉課	○	—	—	社会福祉法人等	—				—	—	—
	○	2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	577	0	0	リーフレットの作成や、専門的な相談員(社労士等)の派遣等により、福祉・介護職員の処遇改善加算取得に必要な賃金規程整備等の具体的手順や、規程の内容等に係る個別の助言・指導を行った。	【活動指標】 社労士の派遣箇所数(回)	66	8	12%	●事業の成果 ・令和4年度は767の事業所が加算Iによる収入を得て賃金改善を実施し、一定の成果が得られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・職員の処遇改善を図ることで、福祉サービス事業所における人材確保に寄与した。
				1,250	0	0			30	17	56%	
				4,906	0	0			30			
			—			【成果指標】				818	738	
	H29-				加算I取得事業所数(事業所)				738	767	103%	
	障害福祉課	—	—	—	社会福祉法人等	767				767		
	○	3	療養介護医療費	107,566	107,566	779	療養介護(医療型ケアが必要な障害者へのサービス)の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を支出した。	【活動指標】 サービスの利用実績(人) ※R5.3提供分	532	—	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画(障害者総合支援法)に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・介護医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。	
				109,377	109,377	765			数値目標なし	520		—
				102,616	102,616	772			数値目標なし			
			障害者総合支援法第94条			【成果指標】				—		—
H18-								—	—	—		
障害福祉課	○	—	—	社会福祉法人等	—				—	—	—	
○	4	障害児施設支援費	2,466,499	2,466,499	2,337	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)及び、障害児入所支援に要する経費(国1/2、県1/2)を支出した。	【活動指標】 放課後等デイサービスの利用実績(日)	48,707	—	●事業の成果 ・長崎県障害児福祉計画(児童福祉法)に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・入所支援に要する費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上に寄与した。		
			2,650,362	2,372,958	2,476			数値目標なし	48,929		—	
			2,958,178	2,661,721	2,663			数値目標なし				
		児童福祉法第24条			【成果指標】				—		—	—
H24-								—	—	—		
障害福祉課	○	—	—	障害児入所・通所施設等	—				—	—	—	

取組項目 i	5	身体障害者更生医療給付費	659,936	659,936	2,337	障害者総合支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度(国1/2、県1/4、市町1/4)を実施した。	【活動指標】 指定医療機関数(箇所)	数値目標なし	66	—	●事業の成果 ・市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行い、対象身体障害者の医療費自己負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・更生医療に要する費用の負担を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与した。
			674,613	674,613	2,296			数値目標なし	66	—	
			658,348	658,348	2,315			数値目標なし			
		S29-	障害者総合支援法第2条、58条			【成果指標】	—	—	—		
		障害福祉課	○	—	—		—	—	—		
取組項目 ii	7	障害者更生相談費	17,121	17,121	390	身体障害者更生相談施設および知的障害者更生相談施設の運営を行った。	【活動指標】 相談件数(件)	数値目標なし	7,342	—	●事業の成果 ・身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
			20,074	18,754	383			数値目標なし	7,495	—	
			20,680	20,680	386			数値目標なし			
		S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条			【成果指標】	—	—	—		
		障害福祉課	○	○	—		—	—	—		
取組項目 ii	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業	3,476	0	3,895	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等(者含む。)やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等を行った。	【活動指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により参加定員を削減し研修を実施、13名のコーディネーターを養成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・必要なサービスを提供する体制の構築を行い、医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
			4,400	0	3,827			1	1	100%	
			4,400	0	3,858			1			
		H27-	児童福祉法第56条の6、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条			【成果指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数(人)	30	19	63%		
		障害福祉課	○	—	—		30	13	43%		
取組項目 ii	9	医療的ケア児支援センター運営事業				医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図った。	【活動指標】 医療的ケア児支援に係る研修会・協議会の開催、参画回数(回)				●事業の成果 ・令和4年8月にセンターを開設し、対象者や関係機関からの各種相談に対応するとともに、地域の支援体制構築に係る支援を行ったが、人材不足や新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から協議が実施できない市町があったことなどから、目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対象者や関係機関への相談支援、助言等を行うことで、医療的ケア児が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備の推進に寄与した。
			7,633	4,582	3,827			10	10	100%	
			8,311	4,155	3,858			10			
		R4-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条			【成果指標】 医療的ケア児に係る支援体制が整備された市町数(市町)	4	2	50%		
		障害福祉課	—	—	—		8				

取組項目 ii	10	医療的ケア児等レスパイト支援事業	18,902	14,269	2,315	医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図る。	【活動指標】 指定医療機関数(箇所)	3			—
		(R5新規)R5-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条				【成果指標】 医療機関におけるレスパイト受入延日数(日)	360			
		障害福祉課	—	—	—		長崎県における医療的ケアが必要な小児等				
	11	巡回相談費	579	579	156	離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	【活動指標】 巡回相談件数(件)	数値目標なし	129	—	●事業の成果 ・離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・手帳及び福祉制度等の相談を実施することで、障害者の自立促進に寄与した。
			615	615	153		数値目標なし	129	—		
			1,273	1,273	154		数値目標なし				
		S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条			【成果指標】	—	—	—		
	障害福祉課	○	—	—	離島・へき地に住む身体障害のある人及び知的障害のある人	—	—	—			
	12	障害者自立促進事業	1,005	849	234	障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図るために、障害者団体が開催する研修会等の経費を補助した。また、障害者福祉活動推進員を設置することにより、社会参加促進施策の体系的及び効果的な推進を図った。	【活動指標】 研修会実施件数(件)	23	9	39%	●事業の成果 ・研修会等の開催等の経費に助成を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった事業があったため、目標を達成できなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に寄与した。
			360	212	230		23	9	39%		
			316	177	231		23				
		H6-	長崎県障害者団体研修費助成事業補助金実施要綱			【成果指標】 研修会参加人数(人)	986	256	26%		
障害福祉課	—	—	—	障害者団体	986	284	28%				
13	障害者広域支援事業	503	301	1,558	広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	【活動指標】 アドバイザー活動日数(日)	49	48	97%	●事業の成果 ・各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町域を越えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・アドバイザーを配置することで、地域における相談支援体制の整備の推進に寄与した。	
		534	308	1,531		49	60	122%			
		1,057	679	1,543		49					
	H19-	障害者総合支援法第78条			【成果指標】 市町等の要請に対する支援率(%)	100	100	100%			
障害福祉課	○	—	—	市町・事業者	100						

取組項目 iii	○	14	障害者医療対策費	2,987,618	1,510,907	37,524	精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	【活動指標】	数値目標なし	21,427	—	●事業の成果 ・精神医療の適正化に努めることができた。請求件数も多く、審査委員との日程調整が困難等の理由により達成できなかったが速やかな処理に努めている。 ＜自立支援医療(精神)実績＞ H30 19,211件 2,704,931千円 R元 20,308件 2,743,152千円 R2 16,870件 2,754,811千円 R3 21,427件 2,857,816千円 R4 21,706件 2,908,839千円 ＜令和4年度退院等審査件数＞ 退院請求21件、処遇改善請求9件 ●事業群の目標達成への寄与 ・受診援助、福祉サービスなど医療体制にかかわる援助を行うことで、精神障害者の自立促進に寄与した。	
				3,036,711	1,529,421	36,864			数値目標なし	21,706	—		
				3,121,085	1,572,646	32,616			数値目標なし				
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条			【成果指標】		100	60	60%			
	H10-	障害福祉課	○	—	—		自立支援医療受給者等	退院等請求の審査標準処理期間(30日)内処理率(%)	100	21	21%		
	○		15	精神保健審議会及び諸費	550	550	390	精神保健審議会については、新型コロナウイルス感染症拡大によりWEBも活用した形式で開催。 保健福祉に関する事項について、各委員から専門的立場で意見を頂いた。	【活動指標】	数値目標なし	1		100%
		555			555	384	審議会件数(件)			数値目標なし	1		100%
		895			895	390	数値目標なし						
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条			【成果指標】	100	0		100%				
	S40-	障害福祉課	○	—		—	審議会委員	審議案件に対する審議の割合(%)	100	0	100%		
	○		16	高次脳機能障害支援普及事業	1,324	799	30,381	高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。	【活動指標】	410	303		73%
		1,063			313	29,847	在宅支援件数(件)			410	381		92%
2,057		737			30,092	410							
障害者総合支援法第3条				【成果指標】	80	100	125%						
H18-	障害福祉課	○	—		—	高次脳機能障害のある方々等	ショートケア(1クール)に5割以上参加できた人の割合(%)	80	100	125%			
取組項目 iv		○	17	児童思春期診療強化事業(医療介護基金)	28,915	0	779	H28～R2までに養成した「子どもの心のサポート医」39名に対し、医学講座の開催、実地研修(児童相談所で担当教員と共に医療相談を行う)やオンラインを活用したサポート医の助言等の診療機能強化を行った。 児童思春期を診療する医療機関の増加を目指す。	【活動指標】	90	605	672%	
	26,146				0	768	サポート医の診療件数(件)			150	1,782	1188%	
	30,000				0	779	1,783						
	—			【成果指標】	11	17	154%						
R3-	障害福祉課	—	—		—	子どもの心のサポート医	サポート医が診療している医療機関	11	19	172%			
—		—	—	—	—	—	21						

取組項目iv	18	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)	1,516	0	1,558	発達障害児の受診機会の拡大を図るため、発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修を実施した。医療機関に対する発達障害児の診察やリハビリに必要な設備整備の経費の補助については、応募がなく実施できなかった。	【活動指標】	4	6	150%	●事業の成果 ・小児科医師5名に対して研修を実施し、発達障害児の診断の素地形成を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・医師研修の実施により、身近な地域で受診できる医療体制の整備に寄与した。	
			911	0	1,531		研修を受講する医師数(人)	4	5	125%		
			3,800	0	1,544		【成果指標】	1	1	100%		
		H27-			新たに発達外来を開設する医療機関数(箇所)	1	0	0%				
		障害福祉課	—	—	—	県内小児科医師、医療従事者及び医療機関						
取組項目iv	19	発達障害地域療育連携推進事業費	2,914	2,914	1,558	地域の中核となる児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所及び幼稚園において発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を目的とした技術的支援や研修等を実施した。	【活動指標】	60	41	68%	●事業の成果 ・地域の中核となるセンターや事業所の療育体制の整備、地域内の療育関係機関との関係構築につなげた。 ・事業所、保育所、幼稚園等で支援を担当する職員が早期の気付きや適切な対応(関わり方、医療との連携、保護者対応等)を行うために必要なスキルの向上につながった。 ・地域の中核となるセンターにおいて、地域の事業所等を対象とした研修会を開催し、センターの機能強化及び地域内の連携につながった。 ・活動指標である技術支援延べ回数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部活動を自粛する等により目標達成に至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業所等職員の療育スキル向上や関係機関との関係構築により、地域の療育体制の整備に寄与した。	
			2,483	1,242	1,531		保育所・幼稚園等に対する技術支援延べ回数(回)	60	48	80%		
			3,858	1,929	1,544		【成果指標】	12	11	91%		
		R元-6			児童発達支援センターの設置数(箇所)	12	13	108%				
		障害福祉課	—	—	—	県内福祉事業所、保育所、幼稚園等の発達障害児療育機関						
取組項目v	○	障害者福祉医療費助成費	1,099,773	1,099,773	779	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。(県1/2、市町1/2)	【活動指標】	数値目標なし	39,286	—	●事業の成果 ・各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。 (補助実績)R元: 1,163,903千円/R2: 1,122,081千円/R3: 1,099,774千円/R4: 1,068,994千円 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者及び家族の医療費負担の低減を図り、障害者が安心して暮らすための支援の充実に寄与した。	
			1,068,994	1,068,994	765		受給者数(人)	数値目標なし	38,790	—		
			1,196,718	1,196,718	772		【成果指標】	数値目標なし	682,955	—		
		S49-			医療費助成件数(件)	数値目標なし	668,146	—				
			障害福祉課	—	—	—	市町					
	取組項目v	21	障害者扶養共済費	409,510	74,138	4,674	保護者が生存中に掛金を納付することにより(新規加入は65才未満)、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円(2口加入の場合は月額40,000円)を支給した。	【活動指標】	数値目標なし	896	—	●事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・障害者扶養共済制度を実施することで、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減や、生活資金の援助がなくなる保護者の死亡後の障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与した。
				408,156	74,413	4,592		受給者数(人)	数値目標なし	891	—	
				411,020	75,074	4,630		【成果指標】	—	—	—	
			S45-			—	—	—	—			
			障害福祉課	—	○	—	制度加入者					
取組項目v	22	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業(医療介護基金)	424	0	779	医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に必要な知識及び技能を修得させる研修(重度障害者等を対象とした特定の者)を実施した。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・県による基本研修を2回実施。また長崎県教育委員会による基本研修も1回実施した。 ・また、喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を5圏域において1箇所以上確保することができた。一部圏域においては、喀痰吸引実施可能な事業者の養成ができていないため、目標達成できていない。今後、各圏域で実施できるよう修了者の養成を行っていく。 ●事業群の目標達成への寄与 ・たんの吸引ができる介護人材を育成することで、住み慣れた地域での生活を維持し、安心して暮らせることに寄与した。	
			410	0	766		研修開催回数(回)	3	3	100%		
			715	0	772		【成果指標】	8	5	62%		
		R元-8			喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に1箇所以上確保する。(箇所)	8	5	62%				
		障害福祉課	○	—	—	介護職員等						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 障害福祉サービスの給付等</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 障害者総合支援法や児童福祉法などにに基づき各種サービスの提供を行った事業所等に対し、報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供につながった。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。</p>
<p>ii 相談等による障害者の自立支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 ・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を行った。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。 ・障害者団体が開催する研修会等の経費に助成を行うことで、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図った。 ・障害者相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を図った。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 ・判断能力が不十分な方(知的障害者・精神障害者)に対して、福祉サービスの利用援助等を継続する。 ・障害者更生相談所において身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほか地域生活の支援・相談等を実施するとともに、離島・へき地の障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を継続する。 ・障害者の高齢化等に伴い参加者が減少しており、障害者が参加しやすい環境の整備が必要である。 ・アドバイザーの活動により地域のネットワークの構築や地域では対応が困難な事例への助言等の障害者が利用しやすい相談支援体制の構築が図られており、今後も継続してアドバイザーの配置が必要である。</p>
<p>iii 精神保健福祉施策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 精神保健審議会では精神保健福祉施策について委員からの意見を反映していく。障害者医療対策においては入院患者の退院等請求の平均処理日数が審査標準処理期間(30日)を下回る事ができ、適正な医療、人権擁護につなげることができている。高次脳機能障害者支援においては、医療機関と連携し、地域完結型の支援提供ができる体制作りを行っていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 精神保健審議会：精神保健福祉施策の検討・審議を継続する。 精神障害者の医療負担の軽減等：引き続き、精神障害者の医療費の負担軽減と入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る。 高次脳機能障害への地域完結型の支援提供に引き続き取り組む。</p>
<p>iv 地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 発達障害の診療ができる医療機関に限られる一方、患者は増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の新患待ちが長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。 H28から児童発達支援センター等の支援のためのコーディネーターを設置するとともに、児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所(H28)から13箇所(R4)に増加したが、設置数は伸び悩んでいる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き、発達障害の診察が可能な小児科医を養成する研修を実施するとともに新たに発達外来等を開設する医療機関に対し支援を行う。 児童発達支援センター等へ技術支援を強化し、児童発達支援センター等を中心に地域全体で障害児への支援の質の向上を図る。</p>
<p>v 心身障害者に対する福祉制度の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 市町が障害者に対して実施する医療費助成制度に対し助成を行った。 保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施した。また、新たな利用者の確保に向け、市町、関係団体へリーフレットを配布するとともに県ホームページに掲載し、制度の周知を図った。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き、市町が障害者に対して実施する医療費助成制度への補助及び保護者の死亡などの場合に残された障害者に年金を給付する扶養共済制度を実施し、障害者の生活の安定に努める。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがしない場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	自立支援給付費	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
			H18-				
			障害福祉課				
	2	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	令和5年度は国内示がもらえない見込みのため、職員による福祉・介護職員処遇改善加算等について、上位区分の算定や取得促進を進めるための事務を行う。	①	処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員(社労士等)派遣等の周知を図っていく。	現状維持	
		H29-					障害福祉課
3	療養介護医療費	—	—	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持		
	H18-					障害福祉課	
4	障害児施設支援費	—	—	児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持		
	H24-					障害福祉課	
5	身体障害者更生医療給付費	—	—	—	身体機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持	
	S29-						障害福祉課
取組項目 ii	○	8	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業	—	—	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていくとともに、受け入れ先の確保に向けた支援体制の充実を図る。	改善
			H27-				
			障害福祉課				

取組項目 ii	9	医療的ケア児支援センター運営事業	—	—	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図る。	現状維持	
		(R4新規)R4-					
		障害福祉課					
	10	医療的ケア児等レスパイト支援事業	R5新規	—	—	医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図る。	現状維持
		R5-					
	障害福祉課						
11	巡回相談費	—	—	—	法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持	
	S26-						
障害福祉課							
12	障害者自立促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き始めたことから、研修会・講習会の開催やスポーツ大会など障害者や障害者団体が積極的に参加できるような事業を主に実施する。	②	—	研修会の開催時期や開催方法を早期に確定して、障害者に会への参加を促す時間を十分に確保することにより、参加者数増加を目指しながら、障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進に努めていくとともに、併せて事業の内容等も検討していく。	改善	
	H6-						
障害福祉課							
13	障害者広域支援事業	—	②	—	各市町が行う障害者相談支援事業について、広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していく。また、地域自立支援協議会等を通じて、アドバイザー派遣事業の活用を促していく。	改善	
	H19-						
障害福祉課							
取組項目 iii	○ 14	障害者医療対策費	—	—	引き続き精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持	
		H10-					
	障害福祉課						
15	精神保健審議会及び諸費	—	—	—	精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議し、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持	
	S40-						
障害福祉課							
16	高次脳機能障害支援普及事業	—	—	—	精神保健福祉法の改正に伴い、県事業の実施要綱の見直しを行い、各機関の役割を見える化する。また、長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、相談支援、普及啓発等を行うとともに、高次脳機能障害に係る医療体制の充実を図ることで、高次脳機能障害について障害保健福祉圏域で完結できる支援体制整備の推進を図る。	改善	
	H18-						
障害福祉課							

取組項目 iv	○	17	児童思春期診療強化事業(医療介護基金)		—	平成28年度から令和2年度まで取組んだ「地域連携児童精神医学講座開設事業」において、養成した「子どもの心のサポート医」に対し、実地研修、オンラインコンサルテーションなどフォローアップしていくことで、診療強化を図り、サポート医が診療する医療機関を増やしていく。(サポート医の育成には時間を要することから、引き続き実施していく)	改善	
			R3-		—			
			障害福祉課					
		18	発達障害児地域医療体制整備事業費(医療介護基金)		—	② 発達障害児の診察が可能な医師を養成する研修について、長崎大学の小児科医以外の医師も参加できるように研修方法を見直す。医療機関に対する発達障害児の診察やリハビリに必要な設備整備の経費の補助については、意向がある事業者へ働きかけを行う。	改善	
			H27-		—			
			障害福祉課					
		19	発達障害地域療育連携推進事業費		—	③ こども医療福祉センターに配置したコーディネーターが各地域の児童発達支援センターや事業所へ術支援を実施する体制から、児童発達支援センター職員がその地域の事業所へ技術支援を行っていく体制に見直し、地域で児童発達支援センターが主体的に技術支援を実施していく環境の整備を図る。	廃止	
			R元-6		—			
			障害福祉課					
取組項目 v	○	20	障害者福祉医療費助成費		—	—	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
			S49-		—			
			障害福祉課					
		22	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業(医療介護基金)	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に1箇所以上確保するため、未確保圏域において実施でき得る事業者等へ働きかけを行う。	—	② 喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等(通所)を各圏域に確保するため、事業所への働きかけはもちろん各市町障害福祉課への周知など効率的に圏域を増やしていく。	改善	
			R元-8		—			
			障害福祉課					

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点